明石市生涯学習センター舞台吊物装置保守点検業務委託

及び舞台照明設備保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、一般財団法人明石コミュニティ創造協会（以下「委託者」という。）が委託する明石市生涯学習センター（以下「センター」という。）舞台吊物装置保守点検業務及び舞台照明設備保守点検業務の仕様を定めるもので、受託者はこの仕様に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

業務場所：明石市東仲ノ町６番１号　明石市生涯学習センター９階 ホール

委託期間：令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

■　舞台吊物装置保守点検業務

１．受託者は、センターホールに設置されているスクリーン等各種吊物装置を安全かつ良好な状態に保つため適正な保守点検作業をおこなうこと。

２．委託業務の対象となる設備は、別表１に掲げる設備とする。

３．業務内容は、おおむね次に掲げる事項とする。受託者は、吊物装置が常に正常な状態で操作できるよう、整備調整の措置を講ずるものとする。  
(1)　設備の各部点検調整、増し締め、注油、清掃業務。  
(2)　滑車部の点検、増し締め、注油、清掃業務。  
(3)　設備及び全体の作動試験業務。  
(4)　設備及び全体の絶縁抵抗測定、負荷電流測定、電圧測定業務。  
(5)　その他吊物装置全般の総合点検調整、増し締め、清掃業務。

４．委託業務の遂行にあたっては、受託者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　委託業務は、契約期間中３回行うものとし、その日時についてはあらかじめ委託者と協議し、作業日を決めるものとする。

(2)　業務の開始・終了の際は、点検箇所及び、測定値、注油量等その結果を調書により委託者に報告し、承認をうけなければならない。

(3)　委託業務の実施に必要な用具等に係る費用は、すべて受託者の負担とする。

(4)　委託業務の遂行にあたっては、事故防止、安全保持に充分注意し、万一、事故　発生の場合は、受託者において一切の責を負うものとする。

５．吊物装置の不測の故障等により委託者が通報した場合は、受託者は、早急に技術員を派遣し対処するものとする。

６．受託者は、契約締結後10日以内に、緊急時連絡先一覧表を委託者に提出しなければならない。また、変動があった場合は委託者に届け出ること。

７．業務履行中に第三者に損害を与えた時は、その損害の責を負うこと。

８．その他、次の各号の定めを遵守すること。

(1)　受託者は、委託者の許可なく委託施設の土地・建物並びに備品等を使用しないこと。

(2)　受託者は、委託者の許可なく委託者の所管する一切のものを委託施設外に持ち出さないこと。

(3)　委託者の許可なく作業に必要のないものをセンター内に持ち込まないこと。

(4)　前各項目に明示されない事項であっても、委託者が指示する事項は遵守すること。

別表１

委託業務対象設備

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 設　備　名　称　等 | | | |
| 1 | プロセニアムライト | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 2 | 引割緞帳 | | 電動開閉装置 | 一式 |
| 3 | 引割暗転幕 | | 手動開閉装置 | 一式 |
| 4 | ボーダーライト | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 5 | サスペンションライト（１）（２） | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 6 | 天井反射板（１）（２） | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 7 | 一文字幕 | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 8 | 引割幕 | | 手動開閉装置 | 一式 |
| 9 | 映写スクリーン | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 10 | バトン（１）（２） | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 11 | ビデオスクリーン | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 12 | 袖幕 | | 手動開閉装置 | 一式 |
| 13 | アッパーホリゾントライト | | 電動昇降装置 | 一式 |
| 14 | バック幕 | | 手動開閉装置 | 一式 |
| 15 | ホリゾント幕 | | 電動昇降装置 | 一式 |
|  |  | |  |  |
|  | (1) | 各設備とも設備機能を発揮するに必要な設備構成設備・装置等は全て含まれる。 | | |
|  | (2) | 各設備とも制御盤等設備を操作するに必要な装置及び連動又は付随する装置、設備は全て含まれる。 | | |

■　舞台照明設備保守点検業務

保守点検対象：明石市生涯学習センターホール舞台照明設備　一式

１.保守管理業務内容は、別表２及び以下のとおりとする。

①調光装置 主幹ＭＣＣＢ点検、分岐ＭＣＣＢ点検、制御電圧、出力電圧

　　　　　　　　　　　 点検調整、通電テスト、調整、絶縁測定

②調光操作卓 各種フェーダー点検、調整、清掃、操作スイッチ点検、操作

　 電源点検、調整、通電テスト

③舞台袖操作盤 各種フェーダー点検、調整、清掃、操作スイッチ点検、通電　 テスト

④その他関連機器 点検、調整

⑤総合動作テスト 動作確認、調整

２.保守点検の回数は、履行期間中１回とする。保守点検を実施するときは、事前に委託者と連絡協議し保守点検日を決定するものとする。また、保守業務に必要な工具、測定器類、その他必要な用具及び消耗品に係る費用は受託者の負担とする。

３.受託者は、契約締結後１０日以内に、緊急連絡先一覧表を委託者に提出し、承認を受けるものとする。

４.受託者は、委託者から舞台照明設備の故障等による連絡を受けたときは、速やかに担当者を派遣し、事項等の復旧を的確に実施するものとする。但し、障害が発生し、緊急を要する場合の保守については、２４時間受付体制にて対処するものとする。

５.保守点検にあたっては、次のことに注意して行うものとする。

(1)　センター業務運営に支障を及ぼさないこと。又、業務に支障のおそれがあるときは事前に連絡すること。

(2)　点検中は安全に気をつけ、服装、用具等を整え、事故等に注意すること。

(3)　点検終了後は正常作動を確認すること。

６.受託者は、舞台照明設備の運用に関し、技術の提供援助、指導等を行わなければならない。

７.保守点検業務従事者は、当該設備の構造を熟知し、関係資格を取得し、かつ経験豊富な技術者でなければならない。

８.受託者は、保守点検を実施したとき、及び故障、修理等の作業を行ったときは、報告書を委託者に提出し承認を受けるものとする。

９.受託者は、点検中に事故等の異常が発見されたとき、及び修理が必要と認めるときは、ただちに委託者に報告するものとする。

10.その他本業務遂行上、重大な支障があるとき、又はそのおそれがあるときは、委託者は受託者に緊急呼び出し等の指示をするものとする。

11.業務履行中に第三者に損害を与えた時は、その損害の責を負うこと。

12.次の各号の定めを厳守するものとする。

(1)　受託者は、委託者の許可なくセンター施設の土地・建物及び備品等を使用しないこと。

(2)　受託者は、委託者の許可なく委託者の所管する一切のものをセンター施設外に持ち出さないこと。

(3)　受託者は、委託者の許可なく作業に必要としないもの一切をセンター施設内に持ち込まないこと。

(4)　前各号に明示されない事項であっても、委託者が指示する事項は厳守すること。

13.その他、この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議し決定するものとする。ただし、軽微な事項については委託者の指示に従うものとする。